

月報私学

6 2008

VOL.126

日本私立学校振興・共済事業団広報



大東文化大学板橋キャンパス・交流の杜
写真提供：学校法人大東文化学園（東京都板橋区）

CONTENTS

- 平成20年度 私学事業団の事業計画と予算 2
- 就任のあいさつ 理事 長田 紀久子 3
- 事業団融資ご利用のポイント 5
- シリーズ 魅力ある私学を目指して「玉川大学における一年次教育の展開」 6
- 私学事業団の情報提供サービスをご活用ください 8
- 6月中旬に特定健康診査の書類を学校法人等へ送付します 9
- 標準給与の定時決定／標準給与改定が必要なとき 10
- 平成20年度 第1回 私学共済事務担当者連絡会 12
- INFORMATION 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 16

平成二十年度

私学事業団の事業計画と予算

助成業務

補助事業

私立大学等に対して補助金の交付を行っています。

私立の大学、短期大学、高等専門学校
の健全な発達に資するため、国から私立
大学等経常費補助金の交付を受け、これ
を財源として、大学等を設置している学
校法人に補助金を交付します。

平成二十年度は、国から三、二四八億
六、八〇〇万円を受け入れ、同額を交付
する予定です。

貸付事業

学校法人等に対して固定金利で長
期・低利の融資を行っています。

学校法人、準学校法人に対して、その
設置する私立学校の校地・校舎等の施設
設備の整備に要する資金、その他経営に
必要な資金について、固定金利で長期・
低利の融資を行います。

二十年度の貸付事業計画額は六〇〇億

円となっています。

貸付財源は、財政融資資金一六三億円、
自己調達資金四三七億円（うち、共済業
務に係る長期勘定からの借入れ二五八億
円、私学振興債券の発行による調達
八〇億円）を予定しています。

受配者指定寄付金事業

受配者指定寄付金の受け入れと配
付を行っています。

私立学校の教育と研究の振興のために
企業等より寄付金を受け入れ、これを寄
付者が指定した学校法人に配付します。
この寄付金は所得税、法人税について税
法上の優遇措置（昭和四十年大蔵省告示
第一五四号）が受けられます。

二十年度は、受入計画額一六〇億円に
対し、同額を配付する予定です。

学術研究振興基金事業

学術研究振興基金への寄付金の受
け入れと学術研究振興資金の交付
を行っています。

私立学校の学術研究に直接必要な資金
を交付するため、学術研究振興基金に広

く一般から寄付金を受け入れ、その基金を
運用し、運用益を学術研究振興資金とし
て学術研究のための設備の取得費、維持
費、その他の研究費に対して交付します。
この寄付金は、所得税、法人税につい
て税法上の優遇措置（特定公益増進法人）
が受けられます。

二十年度は、学術研究振興基金の受入
計画額六〇〇万円、学術研究振興資金の
交付計画額一億三、〇〇〇万円を予定し
ています。

なお、前年度末における学術研究振興
基金の保有額は五三億四、六四二万円で
す。

経営支援・情報提供事業

学校法人自身による経営上の問題
点の早期発見や自主的な対応策の
早期立案と実行のために学校法人
が行う経営改善の取り組みへの支
援を行っています。

また、私立学校の教育条件及び経
営に関する情報を収集・蓄積し、
私立学校等のニーズに応じて必要
な情報を迅速に提供しています。

（一）学校法人の経営状態について、経営
判断指標等により定期的にモニタリング
を行うとともに、経営相談、講師派遣、
面談、電話など様々な手段を活用して質
問への回答、事例の紹介、経営改善方策
の提案等を積極的に行います。また、学
校法人からの相談内容が専門的知見を要
する場合については、弁護士・公認会計士

等の外部有識者の助力を得て対応します。

（二）経営上の問題点の早期発見を促す
ため、自己診断チェックリストのモデル
（大学・短期大学編）を作成し提供します。

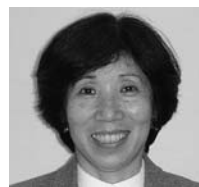
（三）ネットワークを利用した「私学デー
タ作成システム」について、分析項目を
追加するなど内容を充実します。また、
私学団体等の研修会での説明や学校法人
を訪問しての説明を積極的に行い、当該
システムの利用促進を図ります。

（四）情報収集・調査結果を研究・分析
し、ホームページへの掲載や刊行物とし
ての提供を行うとともに、これらに関す
る研修会等を実施することにより、学校
法人等に対し積極的な情報の提供を図り
ます。

① 私学経営に関する重要なテーマであ
る財務、人事管理、教学、学生募集対
策等の分野にわたり大学・短期大学法
人を対象としてアンケートを実施し、
最近の私学経営の動向を把握します。

② ①のアンケート結果を研究・分析し、
「学校法人の経営改善方策に関するア
ンケート報告」として刊行するととも
に、大学・短期大学法人を対象に「経
営改善セミナー」を実施します。

③ 学校法人の経営改善に資するため、
「今日の私学財政」、「私立大学・短期
大学等入学志願動向」、「私学経営情報」
を刊行します。



就任のあいさつ

理事 長田 紀久子
ながた きくこ

本事業団の事務所は九段と湯島に分かれています。緑濃い九段の高台の方にある「私学振興事業本部」は、四方を公立・私立の学校に囲まれています。

その隣の中等教育学校の道沿いの掲示板に、ただ大きく「Be Yourself」とだけ毛筆で書かれた紙が張り出されたのは、一年程前のことだったでしょうか。

「英語?」「大志でなく、あなた自身?」なんとなく気にかかる存在だったその標語は、毎朝、出勤時に目にするうちに、妙に心に沁みるものとなってきました。

助成業務に、独立行政法人に準じた管理手法が導入されたのは平成十五年のことですが、以来、共済業務を含めた事業団のどの部門においても、それまでも増した改革・改善が求められるようになってきました。

そうなってみると、「現在」の状況は常に不十分で不満足であり、目標は常に「未来」にあります。心が休まることのない、忙しい毎日が続きました。

そのような時、「Be Yourself!」という言葉は、「不十分だけど、ありのままでもいいじゃないか」「今からまたがんばればそれでいい」と囁きかけてくるよう

でした。

しかしながら、私立学校のこのところの経営の厳しさを思う時、なんとも言えない焦燥感がつのります。

例えば「教育振興基本計画」に関連して「国の教育支出を、他の先進国並みに」という新聞記事を見ると、「他の先進国より国の負担が少ないのは、教育のかなりの部分を私学が担っているからではないか、日本の未来は子供たちが創り、その子供たちの多くを私学が育てているのに、そのことは理解されているのだろうか、それにしても事業団、人も金も時間も足りない、この状態で、支援を必要としている私学へのサポートを、どう改善・充実していけばよいのか」などと思わずにはいられません。

いつも、気持ちばかりが先行していましたが、平成二十年四月一日付けで、日本私立学校振興・共済事業団の理事（私学情報・助成担当）を拝命いたしました。鳥居理事長のもと、役職員と力を合わせ、私学振興のために微力を尽くしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

共 済 業 務

私学共済制度の構成員と標準給与

二十年度の共済業務における各事業の基礎となる構成員は、表1のとおり、総計一四万人（加入者、被扶養者、及び年金受給者）と推計しました。また、標準給与の平均月額額は、表2のとおり推計しました。

表1 構成員推計

(単位：人)

区 分	平成19年度	平成20年度	上昇率
(短期加入者)	(494,860)	(498,596)	(0.75%)
(長期加入者)	(467,282)	(475,361)	(1.73%)
合計加入者	498,134	501,884	0.75%
被扶養者	363,265	342,164	▲5.81%
年金受給者	285,044	296,877	4.15%
総 計	1,146,443	1,140,925	▲0.48%

表2 標準給与の平均月額推計

(単位：円)

区 分	平成19年度	平成20年度	上昇率
短期加入者	376,183	376,651	0.12%
長期加入者	366,057	365,764	▲0.08%

共済業務の予算

事業の収支状況を明確にするため、各事業に依りて短期勘定・長期勘定・福祉勘定及び共済業務勘定を設けて経理しています。

短期給付事業

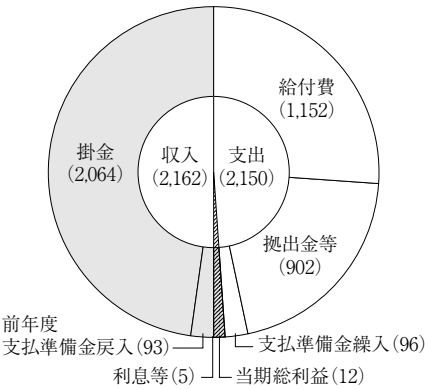
病气やケガによる医療費等の支払いを行っています。

短期掛金率の給付分は、前年度と同率に据え置き、給付分掛金率百分の六・五二、介護掛金率は介護納付金を勘案して見直すことで、介護分掛金率百分の〇・八三三（前年度掛金率百分の〇・八七九）としました。この掛金率をもとに推計した掛金収入は、前年度に比べ二〇億円（〇・九八％）の増加となる見込みです。保健給付等の給付費については、前年度に比べ四〇億円（三・五六％）の増加を見込んでいます。また、新たに創設された前期高齢者納付金に二〇八億円、後期高齢者支援金に三一四億円、病床転換支援金に二、〇〇〇万円を見込むとともに、政管健保特例支援金として二五億円を見込みました。一方、老人保健拠出金は前年度に比べ四三一億円、退職者給付拠出金は二四二億円の減少を見込んでいます。そのほかに、介護納付金一四二億円等を見込み、次頁図1のとおり収支を予定しています。

その結果、掛金及び利息等の収入（二、〇六九億円）と給付費及び拠出金等の支出（二、〇五四億円）との収支差一五億円から支払準備金の戻入差額三億円を引いた二二億円が利益金となる見込みです。

なお、支払準備金は、当該事業年度における短期給付請求総額の一二分の一に相当する金額を積み立てています。

図1 短期勘定 (単位: 億円)



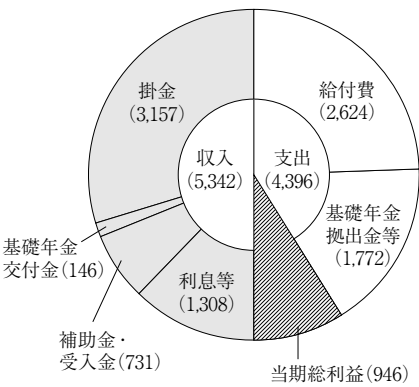
長期給付事業
退職後の生活の柱となる年金の支払いを行っています。

長期掛金率は、十六年度に行った財政再計算の結果を踏まえて、給付分掛金率を百分の一・八七六（このうち百分の一・八相当は、都道府県から補助されると見込んでいます。ただし、長期賞与掛金は除きます。前年度掛金率百分の一・五二二）と変更しました。この掛金率をもとに推計した掛金収入は、前年度に比べ一六六億円（五・五六％）の増加となる見込みです。

国庫補助金は、基礎年金拠出金の三分の一相当額など総額六四九億円が措置されています。

給付費については、二十年度の年金額は前年度と同額となりましたが、年金者数の増加により前年度に比べ七〇億円（二・七四％）の増加となる見込みです。

図2 長期勘定 (単位: 億円)



そのほかに、基礎年金拠出金一、六九一億円、年金保険者拠出金八〇億円等を見込み、**図2**のとりの収支を予定しています。

掛金、交付金、補助金・受入金及び利息等の収入（五、三四二億円）と、給付費及び基礎年金拠出金等の支出（四、三九六億円）との収支差（九四六億円）については、長期給付積立金へ全額積み立てます。

なお、二十年度末の保有資産は、三兆五、八七四億円となる見込みです。

共済業務勘定

本勘定は短期・長期給付事業の事務を行う費用を賄い、事務費分掛金率百分の一・一六と国庫補助金四億円を主たる財源としています。なお、事務費補助金については、財政構造改革の趣旨に基づき、その一部について減額措置が講じられています（収支は省略します）。

福祉事業

二十年度も前年度と同様の掛金率百分の一・二四を福祉事業推進のための財源としています。さらに二十年度からは、特定健康診査事業に対し国庫補助金四億円（特定健康診査及び特定保健指導にかかる費用の三分の一相当額）が措置されます。なお、各事業の収支は次のとおりです。

保健事業

特定健康診査事業や人間ドック、スポーツ施設の利用補助を行っています。

人間ドック利用補助等従来からの保健事業にかかる費用として二三億円、医療事業及び宿泊事業への繰入金として四三億円、そのほか特定健康診査事業にかかる費用として一六億円を見込み、**図3**のとりの収支を予定しています。

医療事業

皆さんが安心してかかることのできる直営病院の運営を行っています。

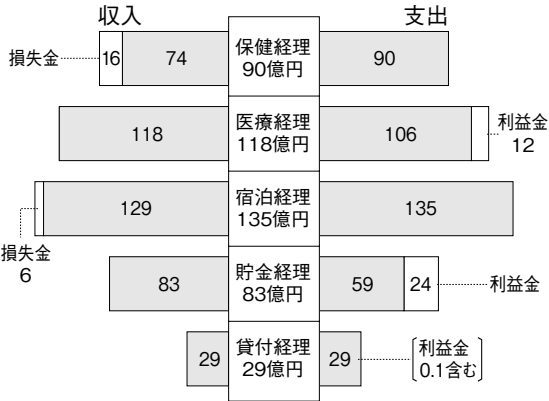
東京臨海病院の運営に伴う事業収入・支出及び保健経理からの受入金を見込み、**図3**のとりの収支を予定しています。

宿泊事業

旅行・出張、会議・宴会、婚礼等のお手伝いをしています。

宿泊施設の事業収入・支出、設備整備計画及び保健経理からの受入金を見込み、**図3**のとりの収支を予定しています。

図3 福祉勘定の経理別予算収支



貯金事業
皆さんの財産形成の支援を行っています。

貯金事業の収支は、**図3**のとりを予定していますが、これは積立貯金、積立共済年金、共済定期保険及びアイリスプランの各事業を総括したものです。

二十年度末の加入者貯金残高は、七、八八四億円となる見込みです。

貸付事業

結婚・教育・住宅等の資金の貸付を行っています。

二十年度の貸付額は、加入者貸付一五七億円、特殊住宅貸付一億円、総額一五八億円を見込み、**図3**のとりの収支を予定しています。

事業団融資ご利用のポイント

私学事業団では、私立学校教育の振興を図るため、私立学校の施設整備等に要する資金について融資を行っています。

前月号では、事業団融資ご利用にあたって、融資事務の流れと融資審査のポイントについて説明しましたが、今月号では、償還方法のポイントと利子助成制度について説明します。

I 償還方法のポイント

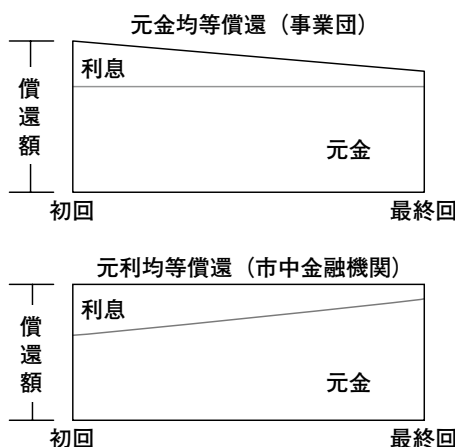
本誌等ですでにご案内のとおり、事業団融資の特長は次の三点です。

- ① 長期
- ② 固定金利
- ③ 元金均等償還

校舎・園舎の建築は概ね二十年以内でお借りいただくこととなります（機器備品は五年半又は十年以内です）。

一般に市中金融機関に見られる変動金利では、償還完了までの間に金利見直しがあり、借入時の金利が上昇する可能性もあります。下図に、元金均等償還と元利均等償還のイメージを示しました。

この点、固定金利であれば、借りられた時点で完了までの償還計画を立てることが出来ます。「安心で、安定感がある償還」が実現できる所以です。



※資金に余裕があり、早期に償還を終えたいというときには、「補償金付繰上償還制度」をご用意しています。この制度は、繰上償還元金と併せて、本来の利息の一部を補償金としてお支払いいただくものです。

※「補償金付繰上償還制度」は平成十年十月一日以降の新規契約に適用しています。

II 利子助成制度

▼平成九年度以降の事業について

築三十年以上の老朽校舎等又は危険建物と認定された旧耐震基準（昭和五十六年以前の建物）の校舎等の建替事業に本事業団の融資をご利用になると、十年間にわたり国から利子助成が受けられ、法人の負担金利が軽減されます。

○対象

大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・特別支援学校

○貸付費目

融資金利は、一般施設費の二十年ものの金利が適用されます。

○利子助成期間

本事業団の融資を受けた時点から十年間となります。

○利子助成による法人負担金利の軽減

本事業団の融資金利が二・六％以下の場合、利子助成により十年間の法人負担金利は大学等で一・〇％、高等学校等で一・五％になります。

融資金利が二・六％を超える場合、利子助成率は大学等で一・六％、高校等は一・二％で固定されます。その場合の法人負担金利は、融資金利から大学等で一・六％、高校等で一・二％を差し引いたものとなります。

○利子助成金の交付

当該年度の約定利息を本事業団へお支払い後に、文部科学省または財団法人私学研修福祉会から交付されます。

▼平成八年度以前の事業について

八年度以前に実施された学校施設整備事業のうち融資金利が四％以上で、かつ当該施設を活用した新たな教育方法の改善、研究の高度化のための計画を有する事業に対し、四％との金利差について、国の予算の範囲内で助成が行われます。

【例】

現在の融資金利2.0％でお借り入れされた場合の法人負担金利

大学等 1.0%
(融資金利2.0% - 利子助成率1.0%)

高等学校等 1.5%
(融資金利2.0% - 利子助成率0.5%)

【例】

平成5年に4.7％でお借り入れされていた場合、融資金利4.7％と4％の金利差（0.7％）について、国の予算の範囲内で助成が行われます。

利子助成率
融資金利4.7% - 4%
= 0.7%相当の利子の一部

問い合わせ先（私学振興事業本部）
融資部 融資課

☎ 〇三（三三三〇）七八六二〜六七
Eメール yushi@shigaku.go.jp

シリーズ

魅力ある私学を目指して

「玉川大学における 一年次教育の展開」

玉川大学コア・FYE教育センター長

菊池 重雄



大学教育大衆化時代、大学全入時代を迎え、低学力学生や低意欲学生が増加しつつある。また、大学に入学したものの、学習の目的が不鮮明な学生も増えてきている。学生のなかには、大学の学習にはじめてふれ、なにをどのように学習してよいかわからない状態になる者も少なくない。そのような状況をふまえ、入学生の中等教育から高等教育への円滑な移行をいかに図るかが各大学にとって大きな課題となっている。より具体的には、学問を中心とする大学生活そのものへの、入学生の円滑な移行を支援する大学一年次教育プログラムの開発と運用が必要となる。加えて、ここで開発されるプログラムは学生個人がその必要性を自覚し、主体的に達成しうるものでなければならぬ。

こうした状況をふまえ、玉川大学では全学部入学生を対象とした一年次教育プログラム科目「一年次セミナー101・102」を必修として開講している。こ

のプログラムの目的は、学生が自覚をもって有意義な大学生活を送り、やがて自律した社会人となることを支援することにある。

本稿は、こうした玉川大学の一年次教育のプログラムを紹介することが主な眼目であるが、加えて、こうした一年次教育への取り組みが、教員においては自らの教育観を再検討することにつながり、結果的に、FD活動としての効果を生み出すものであることを報告したい。

1. 玉川大学の一年次教育

(1) 転換教育としての一年次教育

玉川大学が全学体制で行う一年次教育では「中等教育から高等教育への転換教育」に重点をおいている。プログラムでは「ミッション・ステートメント」を次のように設定している。①大学生として学習する力を育て、専門知識をもった教養ある社会人を育てる。②学生一人ひとりに早い時期にアイデンティティを確立させ、二十一世紀社会で生きる基盤を形成させる。これらを念頭に、科目名「一年次セミナー101（二単位）」、「一年次セミナー102（二単位）」を、二〇〇五（平成十七）年度より全学部必修科目として開講した。開講に先立ち、一九九七年に一年次教育実施に向けての具体的な研究に着手した。また、開講二年前の二〇〇三（平成十五）年度から、一部の学部においてパイロット授業を展開し、経験を重ねると同時に、事前に問題点を把握したうえで満を持しての開講であった。玉川大学では、この一年次教育プログラムを学士課程教育の基礎として、さらに、学生を社会に送り出すための大学の果たすべき責任のひとつとして位置づけている。

(2) 到達目標と三つのスキル

玉川大学の一年次教育プログラムでは、授業担当教員に「学生が自分自身をきちんと見つめ」「自分の人生を多様な観点から考え、意思決定すること」を支援することを奨励している。学生は、学問や社会活動に対して自分が「なすべきこと」と「なさなければならないこと」に気がつくことによって、大学生として、また、社会人としての自覚をもつことができる。「いまなすべきことに気づくこと」と「大学生、社会人としての自覚をもつこと」は相互に影響しあい、学生が学問や社会活動に取り組むうえで大きな

活力となる。近年、大学生になってもアイデンティティが確立されていない者が多くなっている。それゆえに、大学教育の早い時期に自分の人生を考える契機を与え、同時に、大学での学習・生活が高校までとは異なることを知らしめる必要がある。こうしたことをふまえ、本学における一年次教育プログラムでは学習到達目標として以下の四点を掲げている。

- ①学問の重要性を理解し、規則正しく計画的に学習する習慣を身につけることができる。
- ②大学で学ぶうえでの基本的なアカデミック・スキルを身につけることができる。
- ③卒業までの学習見通しと卒業後の将来設計を立てることができる。
- ④大人として健全な生活習慣を身につけることができる。

さらに、これらの到達目標を達成させるために、プログラムの内容を「アカデミック・スキル（大学への積極的な適応と同化、学習に対するモチベーションの向上、大学生としての基本的な読解力、文章力、コミュニケーション能力の養成）」「スチューデント・スキル（大人としての自由と責任についての学習）」「ソーシャル・スキル（大学四年間の学習戦略と将来のキャリア設計の策定）」の三つに分類している。

(3) 学生が考え、発言する授業

「一年次セミナー」において、なによ

りも重要なのは授業の進め方である。それは、従来行ってきたような、教員が学生に講義をするという一方向的な授業では本来の目的が達成されないからである。教育効果をあげるためには各教員の努力と工夫が要求される。この授業では、答えがひとつでないものがほとんどである。そのためにも、教室は学生たち自由に発想させ、発言させる場ではなくてはならない。こうした授業は、これまで教員が各授業で一般的に行なってきた手法とは異なる部分がある。学生は自発的に予習をし、開かれた討論のなかで自分の考えを述べる。また、友人の意見を聞き、自分の考えと比較する。そうした学習をとおして自他を意識し、自分とは何かが明瞭になり、アイデンティティが確立され、人間的な成長が促されていく。したがって、授業は学生に考えさせ、発言させると同時に、他者の意見に耳を傾けることを念頭においた双方向的なものでなくてはならない。しかし、この手法に戸惑う教員が少なくないことも事実であり、教員間で授業方法に差異が生じないようにしなければならない。その対策として、玉川大学では「授業改善のためのワークショップ」などを定期的に開催している。

2. 一年次教育の組織的展開

「一年次セミナー一〇一」「一年次セミナー一〇二」は、全学部（七学部）の一

年次生必修科目として開講し、原則として一クラス三〇名以下の人数で実施している。一年次生は約一、九〇〇名であるので、担当教員数は六〇〇～六五名に及ぶ。二〇〇五（平成十七）年度の実施にあたっては、大学全体で取り組む大掛かりなプログラムであることへの対応と、担当教員全員が新しい概念を理解し、その「意義と価値」を共有する必要があった。そのため、一年次教育の実施に向けて、関連する教員のミーティングはもとより、広く全学的な講演会や研修会、意見交換会を数多く開催した。

「一年次セミナー」を安定運営すると同時に、その継続的な改善を果たすために、本学では「一年次教育プロジェクト会議」を設置している。会議はセンター所属教員と各学部の一年次教育プロジェクト・リーダーにより構成されている。「一年次教育プロジェクト会議」は新年度に向けての一年次教育の年次プランニングの策定と授業改善のためのワークショップの実施がその主たる業務であるが、それらに加えて、月例会議を開催し、各学部の「一年次セミナー」が適正に運用されているかを確認している。また、夏期休暇期間および春期休暇期間を中心とした一年次教育研究会の開催等も行っている。なお、こうした取り組みはプロジェクト・リーダーをとおして各学部の教授会、学科会に報告され、事項によっては審議される全学的な体制をとっている。

3. 一年次教育とFDの連動

こうした玉川大学の一年次教育の取り組みは学生から評価され、「自分の大学生としての責任を自覚することができた（六七％）」「授業をとおして友人との交流を深めることができ、友人から受けた刺激により自分自身が向上したと思う（六七・七％）」等の結果となつて表れている（二〇〇七年度七月に実施した学生アンケートから）。

一方、教員側においても一年次教育の実施、展開をとおして教育改善に対する意識変革が促進された。玉川大学では、大学設立当初から担任制を採用し、「一年次セミナー」実施前まで「担任ゼミナール」の名のもとで教養ゼミナールを展開してきた。「一年次セミナー」は「担任ゼミナール」を根本から再創造したものであるが、「一年次セミナー」の実施にあたって各学部長および「担任ゼミナール」担当の全教員と意見交換を行い、さらに、実施に向けての審議を重ねたことで、大学大衆化時代における教員の危機意識の共有化が図られた。それまでもほとんどの教員が授業等をおして学生像の変化を体感していた。同時に、旧来の授業および授業システムでは立ち行かないとも感じていた。「一年次セミナー」の実施は、そうした教育上の悩みをかかえる教員たちが協働して教育を変えていく端緒となった。

また、「一年次セミナー」の安定運営に向けて定期的に開催している授業改善のためのワークショップや授業方法研究会は教員にマイクロレベルのFD効果をもたらした。こうした取り組みはもとと「一年次セミナー」をよりよく展開するために用意されたものであったが、参加した教員たちのなかには、その成果を自らが担当するコア科目や専門科目に応用する者が出てきた。具体的には、「一年次セミナー」で活用を促した毎回の授業計画表（タイムテーブル）を専門科目等に導入する教員や、「一年次セミナー」のアクティブ・ラーニングの手法を同じく導入する教員が増えはじめた。こうした手法を他科目でも活用することで大学の授業は確実に改善されていく。また、教育評価の高い教員が行う事例報告会に参加することで自らの授業方法を再確認する機会を得るメリットも生まれた。

現在、こうしたワークショップおよび研究会を年一〇回ほどのペースで開催している。ほぼ一日を費やすものから、授業終了後の二時間ほどを活用した短時間のもので研修の時間と形態はさまざまだが、最近では「一年次セミナー」を担当していない教員の参加も増えてきている。そもそものは「一年次セミナー」の実施によつてはじまったこうしたFDの取り組みが、学部の壁を越えていまや全学的な広がりになりつつある。

私学事業団の

情報提供サービスを

ご活用ください

私学事業団では、私立学校の財務状況、

教育条件等を把握するため、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人を対象として「学校法人基礎調査」、特別支援学校・幼稚園・専修学校・各種学校法人・その他法人・個人立の学校を対象として、都道府県主管課のご協力のもとに「学校法人等基礎調査」を実施しています。

この調査により収集した情報については、次項のようなインターネットによる提供サービスが充実しています。学校法人の経営課題の把握、計画的な財政運営の一助として、ぜひご活用ください。

I 学校法人概要情報の提供

学校法人及び設置する私立学校の概要情報について、次の内容を提供しています。

○法人名・学校名・学部名・学科名・理事長、学長等名・郵便番号・所在地・電話番号・認可年月日・男女校別他

II 「今日の私学財政」の提供

全国の大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校、専修学校及び各種学校を設置する学校法人等の財政状況について集計・分析した「今日の私学財政」について、次の内容を提供しています。

○貸借対照表、消費収支計算書及び資金収支計算書の五か年連続表

○財務比率の五か年連続表他

III 各種分析資料の提供

収集した情報を豊富な角度で分析した各種資料を、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校を対象に、下表のとおり提供しています。

また、自法人の教学面や財務面の情報を、総合的かつ簡潔にまとめた「私学活性化分析資料」も提供しています。

◎提供方法について

I 学校法人概要情報の提供については、インターネットで事業団ホームページ (<http://www.shigaku.go.jp/>) にアクセスし、閲覧してください。

検索方法の詳細については、ホームページの「利用の手引き」をご覧ください。

II 「今日の私学財政」の提供及びIII各種分析資料（私学データ作成システム）

の提供については、セキュリティの確保

のため、別途本事業団から発行する認証情報が必要となります。

詳しくは、本事業団からお送りしました「私学データ作成システム」、「今日の私学財政」閲覧システム利用のご案内について」（平成十九年八月二十七日付私振情第四四号）をご覧ください。

なお、各種分析資料のほか、特別な加工が必要な分析データについては、直接本事業団に申請手続きをしていただいた

上で、作成・提供させていただく方法がありますので併せてご利用ください。

表 各種分析資料（私学データ作成システム）出力項目一覧

データの 種類	データ区分	出力帳票名	年度範囲			帳票内容の単位		
			単年度	5 か年	10～ 12か年	法人	学校	学部 学科
定型帳票	人 数 関 係	学生・生徒・児童・幼児数		○			○	○
		学 生 生 徒 等 募 集 一 覧			○		○	○
		教 員 ・ 職 員 数		○			○	○
	財 務 関 係	資 金 収 支 計 算 書		○		○	○	○
		人 件 費 支 出		○		○	○	○
		年 齢 別 平 均 給 与 一 覧 表	○				○	○
		消 費 収 支 計 算 書		○		○	○	
		貸 借 対 照 表		○		○		
		財 務 比 率 表		○		○	○	
		財 務 比 率 一 覧 表			○	○	○	
納 付 金	入 学 年 次 納 付 金 一 覧 表	○					○	
	納 付 金 一 覧 表		○				○	
データ分析	教 育 研 究 条 件	教 育 研 究 条 件 分 析 表	○	○		○	○	○
		教 育 研 究 条 件 分 布 図	○	○		○	○	○
		教 育 研 究 条 件 推 移 グ ラ フ		○		○	○	○
		教 育 研 究 条 件 一 覧 表		○		○	○	○
		入 学 年 次 納 付 金 分 布 図	○					○
	財 務	財 務 比 率 分 析 表	○	○		○	○	○
		財 務 比 率 分 布 図	○	○		○	○	○
		財 務 比 率 推 移 グ ラ フ		○		○	○	○
		財 務 比 率 比 較 表		○		○	○	
		人 件 費 支 出 一 覧 表		○			○	
		貸 借 ・ 消 費 収 支 構 成 グ ラ フ		○		○	○	
		平 均 給 与 ・ 平 均 年 齢	○				○	
		シミュレーション	財 務 シミュレーション	—	—	—	○	○
活性化分析	概 況 表 等	法 人 概 況 表	○	○		○		
		経 営 判 定 指 標		○		○		
	人 数 関 係	学 生 等 数 の 推 移			○		○	○
		教 職 員 数 の 推 移			○		○	
	財 務 関 係	消 費 収 支 の 概 況			○	○	○	
		貸 借 対 照 表 の 概 況			○	○		
給 与 関 係	専任教職員給与比較	○				○		

(注1) すべての帳票において、出力できる情報は出力条件（系統、地域等）ごとの集計値及び、自校のデータのみです。

他校の個別データ出力はできません。

(注2) 帳票内容の単位欄の「○」印は、現在、提供しています。

「○」印は、大学・短期大学（高等専門学校を含む）法人のみの提供となっています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
I について
☎ 〇三（三二三〇）七八四〇～四三
II・IIIについて
☎ 〇三（三二三〇）七八四四～四五
七八四八～四九

六月中旬に特定健康診査の
学校法人等へ送付します

平成二十年度から私学事業団等の医療保険者に義務付けられた特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」といいます）がいよいよ始まりました。

私学事業団が実施する特定健康診査等の概要は、本年二月にお送りした通知文「平成二十年度から実施する特定健康診査・特定保健指導の概要について」（私共保第二〇号）及び本誌各号においてお知らせしてきましたが、下記のスケジュールにそって実施していくこととなります。

まずは、六月中旬（十八日頃到着予定）に本事業団から案内書・対象者リスト等を学校法人等へ送付します。案内書には、特定健康診査の手続きの際の要領等が記載されていますので、内容を確認のうえ、手続きをお願いします。

加入者の特定健康診査

学校法人等が学校保健法（労働安全衛生法）に基づいて実施する定期健康診断の結果を活用することとし、特定健康診査の項目についての結果

を学校法人等から本事業団に提供していただくこととなります。

提出期間は六月から九月末となっておりますのでご注意ください。

特定保健指導の案内書は、健診結果に基づいて保健指導を必要とする加入者に学校法人等を通じて送付します。

保健指導に要する期間を確保するためにも、提出期間にかかわらず健診終了後速やかに提出してください。

なお、十月以降に定期健康診断を実施する学校法人等については一月三十一日までに提出してください。

被扶養者の特定健康診査

被扶養者自身が特定健診機関で本事業団の発行する「特定健康診査受診券」（有効期限 平成二十一年一月三十一日）により特定健康診査を受けていただくこととなります。

本事業団から送付する「案内書（被扶養者向け）」「特定健康診査受診券」等を、加入者を経由して、対象者（被扶養者）に配付してくださるようお願いいたします。

年間スケジュール

	特定健康診査	特定保健指導・分析評価
4月	健診機関・保健指導機関との契約等	
5月	○ 特定健診対象者の抽出（年度1回） ○ 支払基金に受診券発行情報の登録	
6月	○ 案内文・受診券（有効期限1月31日）・対象者リストの印刷 ○ 案内文・受診券等の送付 (特定健診の開始) ○ 特定健診データ受領 ○ 健診結果の確認・階層化 ○ 健診結果の登録	○ 特定保健指導対象者の抽出、利用券の送付 ○ 支払基金に利用券発行情報の登録 (特定保健指導の開始)
7月	○ 健診結果の通知	
8月		
9月	(学校からの特定健診データ提出期間終了)	○ 特定保健指導結果の登録
10月		
11月		
12月		
1月	(学校からの特定健診データ提出期限)	
2月		
3月		(当該年度分特定保健指導の利用受付終了)
4月	〈次年度〉	
前年度に同じ		省 略
9月	前年度に同じ	(特定保健指導の利用終了・前年度分)
10月		○ 特定健診・特定保健指導前年度分データ抽出 ○ 実施率、実施実績の算出
11月		○ 支払基金への報告（ファイル作成・送付） ○ 実施方法、実績の分析 ○ 実施方法、委託先機関等の見直し
前年度に同じ		以降繰り返し

標準給与の定時決定

基礎届書の提出期限は

平成二十年七月十日（木） お忘れなく！

標準給与の月額、毎月納付していただいている掛金額や年金などの給付金の計算のもととなっていますが、実際に受けている給与月額とのずれが生じないよう、毎年一回、「定時決定」により見直しています。

標準給与の定時決定とは

毎年七月一日現在で学校法人等を使用されている加入者について、学校法人等が支給した四月・五月・六月の給与を「標準給与基礎届書（以下「基礎届書」といいます）」で報告していただき、その三か月間の給与の平均額に基づき、その年の九月から翌年の八月までの標準給与の等級及び月額を確認し決定します。この定時決定は、掛金及び給付金等の算定基礎となる重要なものです。

基礎届書の対象者

① 対象となる加入者

- ・資格取得年月日が平成二十年五月三十一日以前で、七月一日現在加入者である人
- ・加入者資格を有する休業者や育児休業等を取得中の人及び七十歳以上の人も対象になります。

② 対象とならない加入者

- ・平成二十年六月一日以後に資格を取得した加入者
- ・平成二十年七月に標準給与の月額が改定になる人

通知文と基礎届書の送付

六月上旬に「基礎届書」の記入についての実施通知文と「基礎届書」を学校法人等あてにお送りしますので、必ずお読みください。

※磁気媒体及び電算用紙による報告の登録をしている学校法人等については「基礎届書」は送付しません。

※私学共済事業のホームページ（磁気媒体作成機能）を使用して「基礎届書」を磁気媒体で作成することができますのでご利用ください。

基礎届書の提出期限

平成二十年七月十日（木）

基礎届書の提出先

〒一一三—八四四—
東京都文京区湯島一—七—五
私学事業団 共済事業本部

確認通知書の送付

基礎届書に基づく定時決定の確認通知書は、九月中旬に学校法人等へ送付します。

標準給与改定が必要なとき

標準給与の改定（随時改定）

「平成十九年版『事務の手引』一三三頁」

標準給与は、資格取得又は定時決定によって決定されますが、**固定的給与が変動し、大幅な標準給与の増減があった場合は「標準給与改定届書」で届け出をします。**また、特例として、**一等級の増減があっても、届け出が必要な場合があります。**

1 通常の場合

標準給与の改定を必要とする大幅な増減とは、現に確認されている標準給与の月額に比べて、標準給与月額表で二等級以上の増減に該当したときをいいます。

2 一等級の増減であっても給与改定の届け出が必要な場合

「事務の手引」一三四頁」

通常二等級以上の増減が生じた場合に

標準給与改定の届け出が必要ですが、標準給与が第四十二級の加入者の場合、第四十三級が上限であるため、大幅な給与の増加があったとしても二等級以上の差が生じたことになりません。同様に、第二級の加入者に大幅な給与の減少があった場合にも、第一級が標準給与の下限であるため給与改定に該当しないことになり、実際の給与の動きが標準給与に反映されないこととなります。

そこで、このような場合は、標準給与の上限と下限に、さらに仮定の等級として第0級の「九万五〇〇〇円未満」、第四十四級の「一二四万五〇〇〇円以上」を設定し、第二級又は第四十二級の加入者がこの仮定の等級への増減があった場合は、大幅な増減として一等級の増減であつても標準給与改定として届け出が必要です。

◆ 届け出の方法

「標準給与改定届書」に、増減した月から順に継続した三か月の給与とその平均額を記入し、改定月（変動した月から四か月目）の十日以内に提出してください。四か月目から標準給与の月額及び掛金が改定されます。

定年退職後、引き続き再雇用された場合の標準給与の改定（即時改定）

「事務の手引」一三五頁」

共済業務

退職共済年金の受給権者（受給要件を備えている未請求者を含む）である加入者が、同一学校法人等において定年により雇用契約上いったん退職し、一日の空白もなく引き続き再雇用され、再雇用時に給与が減額された場合は、申し出により標準給与を即時に改定することができまふ。ただし、同一学校法人等において、初めての退職の場合に限りまふ。

また、一等級の減額でも対象としまふ。

◆ 改定の要件

次の①～③のいずれにも該当する場合が要件となります。

- ①六十歳以上の退職共済年金受給権者
- ②同一学校法人等において定年により雇用契約上いったん退職し、一日の空白もなく引き続き再雇用された加入者
- ③当該再雇用時において、給与が減額となった加入者

◆ 標準給与の改定月

再雇用された日の属する月の給与が減額となったときに当該月を算定基礎月として、その月から標準給与を改定しまふ。

◆ 届け出の方法

「標準給与改定届書（即時改定用）」に定年であることを明らかにできる書類（就業規則等の写し）を添付し提出してください。

◆ 貸付金の償還

学校法人等から定年退職により退職手当金を支給される場合は、貸付金の即時償還をしていただきます。

育児休業等終了後の標準給与の改定

「事務の手引」一四〇頁」

三歳未満の子を養育する加入者が育児休業等を終了し、その翌日に元の職場に継続して勤務する場合、現に確認されている標準給与の月額に比べ一等級以上の給与の変動があれば、加入者の申し出により給与の改定ができます。

◆ 改定の要件

- ①育児休業等を終了した日において、当該育児休業等により養育している子が三歳に達していないこと。
- ②職場復帰の日を含む三か月の給与の平均が、現に確認されている標準給与の月額に比べ一等級以上の増減があること。
- ③加入者が給与改定を行うことを希望していること。

なお、①～③の要件を満たさない場合であつても、固定的給与の変動により、現に確認されている標準給与の月額に比べ二等級以上の変動が生じた場合については、標準給与改定（随時改定）の適用

となり、学校法人等から報告の必要が生じます。

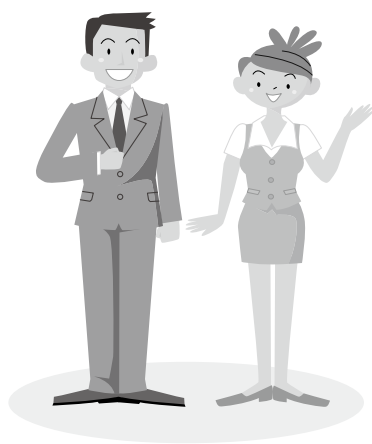
◆ 標準給与の改定月

育児休業終了日の翌日が属する月から継続した三か月の給与の平均額を給与月額として、その翌月（職場復帰した月から四か月目）から標準給与を改定しまふ。

ただし、職場復帰が月途中の場合で、給与支払いの対象となった日数が十七日未満になるときは、その翌月から継続した二か月の給与の平均額を給与月額としまふ。改定後の標準給与の月額は、その年の八月まで（当該翌月が七月から十二月の場合は翌年の八月まで）の適用となります。

◆ 届け出の方法

「標準給与改定申請書（育児休業等終了者用）」により、学校法人等を経由して申し出てください。申し出は、加入者が職場復帰して三か月を経過した後、速やかに本事業団に提出してください。



6月4日(水)～6月26日(木) 全国71会場で開催

(〇 の東京・横浜地区は13ページの別表参照)

地区	会場及び所在地	開催日
東京	東京ガーデンパレス 2階「高千穂」 文京区湯島1-7-5	6/9(月)
		6/9(月)
		6/10(火)
横浜	神奈川県私学会館 講堂 横浜市神奈川区高島台7-5	6/4(水)
		6/5(木)
相模原	神奈川県高相合同庁舎 大会議室 相模原市相模大野6-3-1	6/6(金)
新潟	新潟会館 3階「ばたん」 新潟市幸西3-3-1	6/18(水)
長岡	長岡商工会議所3階第1ホール 長岡市坂之上町2-1-1	6/19(木)
富山	富山県民会館 701号室 富山市新総曲輪4-18	6/26(木)
金沢	石川県庁 11階1102会議室 金沢市鞍月1丁目1番地	6/25(水)
福井	福井県国際交流会館 第3会議室 福井市宝永3丁目1-1	6/24(火)
甲府	恩賜林記念館 大会議室 甲府市丸の内1-5-4	6/20(金)
長野	ホテル信濃路 長野市岡田町131-4	6/18(水)
松本	長野県松本勤労者福祉センター 第6会議室 松本市中央4-7-26	6/19(木)
岐阜	岐阜県水産会館大会議室 岐阜市藪田南1-11-12	6/11(水)
静岡	静岡市市民文化会館 3F 大会議室 静岡市葵区駿府町2-90	6/19(木)
浜松	フォルテ 8階B会議室 浜松市中区旭町12-3	6/18(水)
沼津	沼津市立図書館 第3講座室 沼津市三枚橋9-1	6/20(金)
名古屋	名古屋ガーデンパレス 3階「明倫」 名古屋市中区錦3-11-13	6/10(火)
津	三重私学青少年会館 津市上浜町1-293-4	6/12(木)
大津	ピアザ淡海県民交流センター 2階203号室 大津市におの浜1-1-20	6/18(水)
京都	京都ガーデンパレス 2階「葵」 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605	6/19(木)
大阪	大阪ガーデンパレス 2階「桜・桐」 大阪市淀川区西宮原1-3-35	6/11(水)
神戸	兵庫県私学会館 4階ホール 神戸市中央区北長狭通4-3-13	6/26(木)
奈良	春日野荘(公立学校共済組合 奈良宿泊所) 奈良市法蓮町757-2	6/17(火)
和歌山	和歌山県民文化会館 大会議室 和歌山市小松原通り一丁目1番地	6/12(木)

地区	会場及び所在地	開催日
倉吉	倉吉交流プラザ2階第一研修室 倉吉市駄経寺町187-1	6/10(火)
松江	松江テルサ 4F 中会議室 松江市朝日町478-18	6/11(水)
益田	島根県芸術文化センター「グラントワ」多目的ギャラリー 益田市有明町5-15	6/12(木)
岡山	ビュアリティまきび(公立学校共済組合 岡山宿泊所) 岡山市下石井2-6-41	6/12(木)
広島	広島ガーデンパレス 2階「錦」 広島市東区光町1-15	6/24(火)
福山	福山地域事務所 第3庁舎8階 第381会議室 福山市三吉町1-1-1	6/25(水)
山口	翠山荘(地方職員共済組合湯田保養所) 山口市湯田温泉3-1-1	6/10(火)
周南	ホテルサンルート徳山 周南市築港町8-33	6/11(水)
徳島	徳島県立男女共同参画交流センター「フレアとくしま」研修室1 徳島市山城町東浜傍1 アスティとくしま内	6/11(水)
高松	香川県社会福祉総合センター7階 第1中会議室 高松市番町1-10-35	6/12(木)
松山	愛媛県林業会館 3階大ホール 松山市三番町4-4-1	6/24(火)
高知	高知城ホール2階会議室 高知市丸ノ内2-1-10	6/26(木)
福岡	福岡ガーデンパレス 1階「ガーデンホール」 福岡市中央区天神4-8-15	6/10(火)
久留米	久留米学園高等学校 久留米市東町272-4	6/11(水)
北九州	美萩野女子高等学校 北九州市小倉北区片野新町1-3-1	6/12(木)
佐賀	佐賀県勤労者福祉会館 佐賀市神野東2-6-10	6/26(木)
長崎	長崎県勤労福祉会館 長崎市桜町9-6	6/24(火)
佐世保	県北振興局天満庁舎(旧県北会館) 佐世保市天満町1-27	6/25(水)
熊本	水前寺共済会館 2階「鳳凰の間」 熊本市水前寺1-33-18	6/19(木)
大分	大分文化会館 大分市荷揚町4番1号	6/26(木)
宮崎	ウェルシティ宮崎(宮崎厚生年金会館)霧島 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地8	6/24(火)
鹿児島	ホテルウェルビュー鹿児島 2F「潮騒」 鹿児島市与次郎2-4-25	6/18(水)
那覇	サザンプラザ海邦 4F「首里」 那覇市旭町7番地	6/11(水)
宮古	みつば幼稚園 宮古島市平良字下里156-1	6/12(木)

平成20年度

第1回 私学共済事務担当者連絡会

共済業務

●開催内容

- I 平成20年度の事業計画の概要
- II 平成20年度の年金額改定
- III 平成20年度から実施する特定健康診査及び特定保健指導
- IV 各業務からのお知らせ
 - 1 都道府県補助金
 - 2 資格関係
 - 1) 賞与等支給報告及び標準給与基礎届の磁気媒体による報告
 - 2) 養育期間中に給与が下がった場合の従前標準給与の保障
 - 3) 資格喪失者等の加入者証返納
 - 3 短期関係
 - ・高額介護合算療養費の支給手続き
 - 4 年金関係
 - ・退職共済年金の請求にあたって一添付書類の不備や記入もれにご注意くださいー
 - 5 保健関係
 - 1) 積立貯金の払込期限
 - 2) 積立共済年金の前期募集
 - 3) 共済定期保険の前期募集
 - 4) 人間ドック利用補助金請求書の変更
 - 6 貸付関係
 - 1) 貸付償還金の払込方法
 - 2) 貸付償還額や貸付金残高のご照会
 - 7 施設関係
 - ・私学メンバーズカードのご案内

●開催時間

午後1時30分～4時
ただし6月9日(月)東京会場のみ、大学、短期大学、高専、専修学校は午前9時30分～12時に開催いたします。
※東京・横浜地区では2回以上に分けて学種別に開催しますので、日時・対象学種を確認のうえ出席してください。(別表参照)

●その他

連絡会当日は、出席カード(会場で配付するテキストについています)に記入していただきますので、必ず学校記号番号を確認のうえご出席ください。

〈別表〉 連絡会を2回以上開催する地区

地区	開催日	対象学種
東京	6/9(月) 午前9時30分～12時	大学、短期大学、高専、専修学校
	6/9(月) 午後1時30分～4時	高等学校、中学校、小学校
	6/10(火)	幼稚園、特別支援学校、各種学校
横浜	6/4(水)	幼稚園を除く全学種
	6/5(木)	幼稚園

●会場・開催日一覧

地区	会場及び所在地	開催日
札幌	札幌ガーデンパレス2階「孔雀・白鳥(1)」 札幌市中央区北1条西6	6/12(木)
函館	ホテルサンシティ函館 大ホール 函館市松風町13-14	6/10(火)
旭川	旭川ターミナルホテル「ソレイユ」 旭川市宮下通7丁目	6/18(水)
北見	北見東急イン「ローズ」 北見市大通西2-1	6/19(木)
帯広	ホテルヒーロー 帯広市西3条南12丁目6	6/18(水)
釧路	釧路ロイヤルイン 釧路市黒金町14丁目9番2号	6/19(木)
青森	ウェディングプラザアラスカ地下「サファイヤの間」 青森市新町1-11-22	6/25(水)
八戸	八戸地域産業振興センター「ユートリー」5階視聴覚室 八戸市一番町1-9-22	6/26(木)
盛岡	マリオス 188会議室 盛岡市盛岡駅西通2-9-1	6/18(水)
一関	岩手日報一関ビル 2階フロア 一関市大手町3-40	6/19(木)
仙台	仙台ガーデンパレス 2階「鳳凰」 仙台市宮城野区榴岡4-1-5	6/17(火)
秋田	ふきみ会館 3階「鳳凰の間」 秋田市山王5-9-6	6/10(火)
山形	私学会館 山形市松波4-6-11	6/12(木)
酒田	天真学園高等学校 酒田市浜田1-3-47	6/11(水)
福島	福島テルサ 研修室「しのぶ」 福島市上町4-25	6/24(火)
郡山	郡山ユラックス熱海 郡山市熱海町熱海2丁目148番地の2	6/25(水)
いわき	いわきワシントンホテル椿山荘 いわき市平字一丁目1番地	6/26(木)
水戸	茨城県市町村会館 201会議室 水戸市笠原町978-26	6/6(金)
宇都宮	栃木県自治会館 403会議室 宇都宮市昭和1-2-16	6/6(金)
前橋	群馬県勤労福祉センター 前橋市野中町361-2	6/20(金)
さいたま	埼玉教育会館 201・202会議室 さいたま市浦和区高砂3-12-24	6/5(木)
川越	東上パールビルディング8階第一・二会議室 川越市脇田本町15-13	6/6(金)
千葉	ホテルポートプラザちば(公立学校共済組合) 千葉市中央区千葉港8-5	6/5(木)
柏	柏商工会議所 401・402会議室 柏市東上町7-18	6/6(金)

共済業務

〒113-8441

文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際には、学校番号、加入者番号をお手元にご用意くださるよう、お願いいたします。

<http://www.shigakukyosai.jp/>積立共済年金と共済定期保険の
前期加入申込期間

両事業の前期加入申込期間は6月2日（月）から6月30日（月）までとなります。

積立共済年金は、新規加入のほかに、既加入者の他コースへの加入や口数変更（増口・減口）の申し込みも受け付けます。

共済定期保険は、前期は新規加入申し込みのみを受け付けます。既加入者の加入内容の変更や脱退及び「3大疾病保障コース」と「長期休業補償コース」の加入申し込みは、後期加入申込期間に申し出てください。

生涯生活設計セミナーの申し込み締め切り

生涯生活設計セミナー（加入者とその配偶者を対象）の申し込み締め切りは**6月25日（水）必着**です。ご希望の方は早めにお申し込みください。

賞与等支給報告書の記入上の注意

賞与等支給報告書は、登録されている賞与等支給予定月の1か月前の上旬に学校法人等へ送付します（磁気媒体校及び電算用紙校は除く）。賞与等を支給した日から（同一月内に賞与等の支給が複数あった場合は合算し、最後に支給した日から）5日以内に提出してください。

賞与等支給報告書の記載については、平成18年度改訂版「様式用紙等の記入例集」18ページを参照し、**支給年月や賞与等区分の記入漏れに注意**してください。また、**賞与等支給報告書に記載されている加入者に賞与等の支給がない場合は、支給総額欄を空欄や0円にせず、個人番号から賞与等区分までを二重線で抹消**してください。

相談員の連絡先変更

次の相談員の連絡先電話番号が変更になりました。

福島県 佐藤次郎（桜の聖母学院）

変更後 024（531）6805

加入者向広報「レター」7月号と20年版「事務の手引」を7月初旬に学校法人等あてに送付します。

「レター」については、5月末現在の加入者数でお送りしますので、配付時に部数が不足した場合は、広報相談センター広報班までご連絡ください。

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

賞与掛金早見表の訂正

「賞与掛金早見表（平成20年4月1日改正）」の中で、標準賞与の額の長期掛金欄に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

8ページ：標準賞与の額150,000の長期掛金欄

（誤）掛金額 181,140 折半負担額 90,570.0

（正）掛金額 **18,114** 折半負担額 **9,057.0**

12ページ：標準賞与の額300,000の長期掛金欄

（誤）掛金額 181,140.0 （正）掛金額 **18,114.0**

無効の加入者証回収と返納のお願い

教職員が退職したときや、被扶養者が取り消しになった場合、加入者証に記載されている有効期限内でも加入者証は無効となりますので必ず回収し、返納理由書を添えて本事業団に返納していただくようお願いします。

6月の共済業務スケジュール

2日（月）	掛金	4月分納期限
	貸付	送金
	積立共済年金・共済定期保険	前期加入申込開始
5日（木）	貸付	5月分定期償還期限
10日（火）	貯金	払込期限（必着）
13日（金）	貸付	申込・任意償還申出締切
20日（金）	貯金	送金
23日（月）	貸付	送金
25日（水）	貯金	払戻・解約請求締切
	積立共済年金	脱退申出等締切
30日（月）	掛金	5月分納期限
	掛金	5月分口座振替（自振校のみ）
	貸付	翌月22日送金申込締切
	貸付	6月分定期償還口座振替（自振校のみ）
	積立共済年金・共済定期保険	前期加入申込締切

7月の共済業務スケジュール

2日（水）	貸付	送金
5日（土）	貸付	6月分定期償還期限
10日（木）	貯金	払込期限（必着） 標準給与基礎届書提出期限
15日（火）	貸付	申込・任意償還申出締切

INFORMATION

人事異動

◆共済審査会委員

退任 高梨 昇三 (会長)
(平成20年4月30日付)

夏季軽装を実施しています

私学事業団では、政府が推進する「地球温暖化防止及び省エネルギー」の施策への対応として、**6月1日から9月30日までの間、冷房温度の調節を行い、軽装（ノーネクタイ、ノー上着）での執務を実施しています。**本事業団にお越しの節は、取り組みへのご理解をお願いします。



助成業務

〒102-8145
千代田区富士見 1-10-12
☎03(3230)1321(代表)

学術研究振興基金寄付者芳名

この度、学術研究振興基金に対し、
(社) 日本工業倶楽部 様
からご寄付をいただきました。
当基金へのご協力に心から御礼を申し上げます。

当基金は、私立の大学等の学術研究に助成を行うことを目的として設立されたもので、本事業団が広く一般から受け入れた寄付を基金として運用し、その運用益を優れた学術研究に対して「学術研究振興資金」として交付しています。

昭和50年度に当基金が創設されて以来、皆様から格別のご理解とご支援を賜り、お陰様で、平成20年5月末現在の基金保有額は53億5,142万円、資金交付累計額は66億2,538万円となりました。

本事業団では、当基金をさらに充実させ、私立大学等の学術研究の発展に貢献してまいりたいと考えております。今後とも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

助成部 寄付金課
☎03(3230)7315~7319
Eメール kifukin@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご利用ください

19年2月から、私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

また、提出の際にも事務手続きの簡略化のため「電子窓口」をご利用ください（一部、紙媒体での提出の場合があります）。

助成部 補助金課
☎03(3230)7300~7311
Eメール hojokin@shigaku.go.jp

学校法人基礎調査提出のお願い

学校法人基礎調査の提出については、インターネットを利用した「基礎調査票e-マネージャ」による作成・提出をお願いしております。

なお、6月21日（土）及び6月28日（土）は「基礎調査票e-マネージャ」のアクセス時間を17時まで延長しますので、ご利用ください。

6月30日（月）提出締切

〔文部科学大臣所轄法人（大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人用）〕

○教員数（大学院担当等）・職員内訳等教職員数一元化調査、財務関係等

6月30日（月）提出締切

〔知事所轄法人（高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人用）〕

○学校法人の概要・人数・財務関係等全帳票

☆添付書類

〔文部科学大臣・知事所轄法人ともに、決算関係書類（平成19年度計算書類及び附属明細表）をe-マネージャとは別途に郵送で私学情報室までご提出ください〕

※詳しくは、平成20年度学校法人基礎調査の入力要領をご覧ください。

私学経営情報センター 私学情報室
☎03(3230)7840~7843
Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

あじさいに包まれた国際観光地 箱根

6月中旬から7月初旬頃まで、箱根ではあじさいの花が咲き乱れます。
 この時期に箱根登山鉄道にご乗車になると、車窓間近に色とりどりのあじさいをご覧いただけます。

温泉・お料理・季節の花々と共に皆様のご利用をお待ちいたしております。



あじさい 味彩プラン

1泊2食(1名様) **12,120円**

吟味された旬の素材を丹精込めた会席料理
 をご堪能ください。

まんゆう 漫湯プラン

1泊2食(1名様) **10,440円**

季節の食材を活かした会席料理をお楽しみ
 ください。

※両プラン共通

夏期(7月20日～8月30日)及び年末年始を除く

箱根 対 岳 荘

〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎0460-82-2094

融資事業のご案内

平成20年度融資のご相談、お待ちしております!

◆融資金利表 (平成20年6月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、 遊戯室等の建築事業等並び に校(園)地の買収事業等 (一般施設費)	2.1	1.6	1.5
寄宿舎、国際交流会館、セ ミナーハウス等の建築事業 並びに当該施設建築のため の土地買収事業等 (特別施設費)	2.2	1.7	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象 (教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 1.3
大型設備・情報技術整備等 (教育環境整備費)	—	1.6	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象とな
 ります。

私学事業団の融資は、
 長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・
 元金均等償還です。

- 校舎、園舎等の施設の建築(改修も含みます)
- 校地、園地の購入
- 機器備品の購入

「安心で、安定感ある償還」が実現する事業団
 融資をご検討ください。



ご相談はお早めどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp